

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 26 日

指定特定相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 福 祉 課 長
障 が い 支 援 課 長

就労選択支援の実施について

標題について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たな障がい福祉サービスとして、令和 7 年 10 月から就労選択支援が開始されるにあたり、次のとおりお示しします。

なお、特別支援学校等に在学している場合の取り扱いにつきましては、令和 7 年 8 月 26 日付事務連絡「支援学校高等部等卒業（予定）者における就労選択支援の利用に向けた取扱い等について」をご確認ください。

記

1 サービスの概要

働く力と意欲のある障がい者に対して、障がい者本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供するサービスです。

〔留意事項〕

- ・就労選択支援は、本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。本人との協同による意思決定を支援するサービスであり、就労の可否を判断したり、どの就労系障がい福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではありません。

2 サービスの対象者

- ・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者が対象となります。

- また、就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、原則として就労選択支援を予め利用することとなります。

〔留意事項〕

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

- 50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です。
- 以下の場合、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用が認められます。
 - ① 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ② 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

〔参考〕

- 就労選択支援の利用に代えて就労移行支援の利用により就労アセスメントを受けようとする場合は、就労選択支援の利用が困難な場合に該当する理由（就労選択支援の利用が困難な場合に該当することを確認した内容）をサービス等利用計画案へ記載するようお願いします。
- 待機期間について
就労選択支援の支給決定期間は、原則1か月（最大2か月）のため、1か月程度の待機期間が生じる可能性があり、それを超える待機期間が生じる場合には、就労移行支援事業者等による就労アセスメントを受けることも可能です。

3 サービス等利用計画案について

- ・対象者が就労選択支援の利用を希望する場合、原則として指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案の提出が必要となります。

〔留意事項〕

- ・利用者自らが計画を作成する、いわゆるセルフプランでの利用も可能ですが、就労選択支援は計画相談との連携が重要な事業となっているため、就労選択支援の利用申請があった場合は、原則として計画相談支援の利用勧奨を行います。

4 支給決定期間

- ・支給決定期間は原則 1 か月です。なお、暫定支給決定期間は設けません。

〔留意事項〕

- ・支給決定期間を延長することは原則想定されておりませんが、1 か月の支給決定を行い、支援開始後に以下の事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度 1 か月の支給決定を行うことが可能です。この場合、改めてのサービス利用支援の実施が必要です。
 - ① 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1 か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
 - ② 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1 か月以上の時間をかけた観察が必要な場合
- ・なお、当初から上記の事由に該当することが明らかな場合に限り 2 か月間の支給決定を行うことも可能ですが、その場合は支給決定期間を延長することはできません。
- ・再度 1 か月の支給決定や当初から 2 か月間の支給決定が必要な場合は、その理由をサービス等利用計画案に記載してください。

5 他のサービスとの同一日の利用について

- ・就労選択支援は、支援内容・報酬に重なりがない場合は、他のサービスを同一日に併給することができます。

〔参考〕

・同一日に併給可能なサービスの例

① 放課後等デイサービスとの同日利用

（例）障がい児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれません。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できます。

② 障がい児入所施設との同日利用

（例）障がい児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障がい児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスですが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれません。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できます。

また、障がい児入所施設に措置入所している児童や、児童養護施設の入所児童、里親に委託をされている児童等、児童福祉法に基づき措置されている児童については、**やむを得ない措置により、措置の対象となったまま就労選択支援事業を利用することができます**。なお、この場合は、相談支援事業を利用することはできません。

〔留意事項〕

- ・障がい福祉サービスの日中活動サービス（※）については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できません。

（例）午前に就労継続支援B型を利用し、午後に就労選択支援を利用する

- ・ただし、事業所間同士の合議による報酬の按分（一方の事業所が報酬を請求し、もう一方の事業所と按分する）により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではありません。

（例）

- ① 同一日の別の時間帯に各々のサービスを提供する場合は各々の利用時間に基づき報酬を按分する。
- ② 同一日の同時間に両サービスを提供する場合（A型事業所の作業場面において就労選択支援のアセスメントを行う等）は報酬を等分する。

※日中活動サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

6 同一法人が運営する就労系障がい福祉サービスの利用者について

- ・就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は原則として利用できません。

7 多機関連携によるケース会議

- ・多機関連携によるケース会議は、本人や家族、地域の関係機関とアセスメント結果を共有し、就労選択支援利用後の適切な支援につなげていくための会議です。ケース会議を通じて、自己理解を促すとともに、本人の主体的な選択を支援していきます。就労選択支援事業所より多機関によるケース会議への参加依頼があった際は、調整のうえご参加のほどよろしくお願いします。

〔留意事項〕

- ・ケース会議の中心はあくまで「本人」であり、本人が主体的に選択し、意思決定できる環境を整えることとなっています。
- ・アセスメントや支援方針の検討において、偏りが出ないように複数の視点を取り入れ、中立性・客観性を担保することとされています。
- ・連携の姿勢と信頼関係の構築： 関係機関同士が上下関係なく対等な立場で意見を出し合い、協力し合う姿勢が重要となります。

〔参考〕

- ・就労選択支援の実施にあたっては、特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談との連携は非常に重要であり、指定特定相談支援事業所が、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加えてサービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」（100単位/月）の算定を可能としております。

8 アセスメント結果の共有

- ・アセスメントシートは、本人が希望する就労支援を検討するために活用するため、就労選択支援事業所によって作成されるものです。
- ・アセスメントを基に得られた情報をシートに落とし込み、本人の情報をわかりやすく整理し、「就労に向けた今後のプラン」を考えていくために必要なものであり、就労における利用者の現状と課題について、本人・家族、各関係機関に客観的に伝えるために有効です。
- ・作成したアセスメント結果は利用者や指定特定相談支援事業所等に共有することとされていることから、就労選択支援利用者のアセスメント結果については、就労選択支援事業所からの提供を受けるようにしてください。

〔参考〕

- ・アセスメントシートの様式に指定はございませんが、参考に以下の様式をお示します。

○就労支援のためのアセスメントシート（高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED) 開発）

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/kyouzai78.html>

（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 ホームページ）

〔問合せ先〕

福祉局障がい者施策部
障がい支援課（就労系サービス担当）
電話：06-6208-8015

福祉局障がい者施策部
障がい福祉課（相談支援担当）
電話：06-6208-7999